令和9年度

（令和8年 10 月発行）

武庫小PTA委員活動内容他記載集

自己申告書記入の際、この冊子をご参考になさってください。
また、委員選出時までよく読んでいただき、委員選出当日にご持参ください。
この冊子は下記のサイト上でもご確認いただけます。↓

目次

武庫小学校 PTA 組織図 2

令和9年度 PTA 役員・委員選出の流れ（予定） 3

令和9年度 PTA 役員・委員選出人数（予定） 4

本 部 役 員 ・ 委 員 選 出 基 準 5

本部について 6

地区委員について 7

見守り地区委員について 8

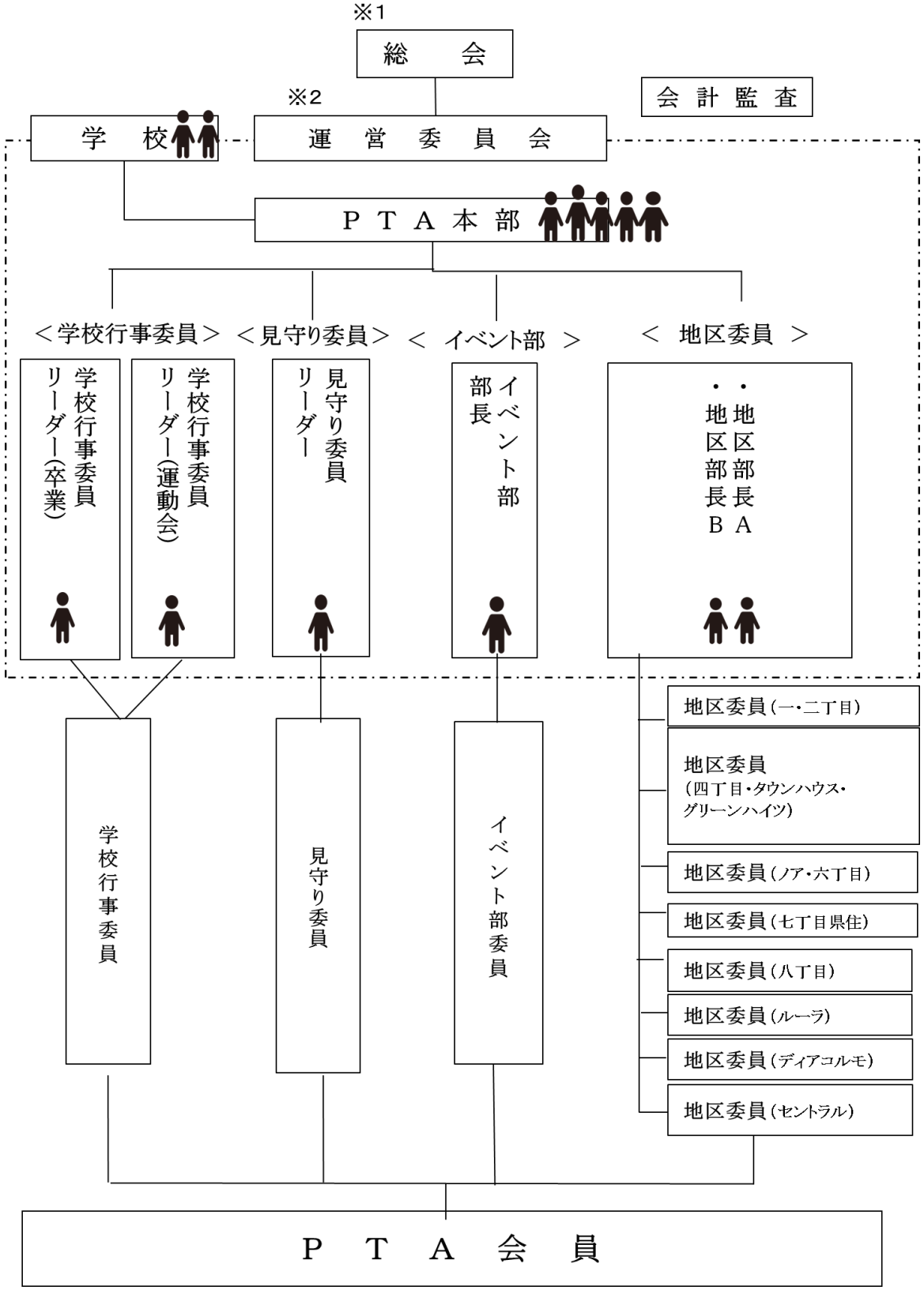
学校行事委員について 8

イベント部委員について 9

会計監査について 9

【選考委員内規】 10

武庫小学校PTA組織図



※1　総会
全PTA会員によって構成される最高議決機関。

※2　運営委員会
・総会に次ぐ議決機関。
・メンバー：本部5名・部長/リーダー6名、顧問：校長先生・教頭先生
・PTA活動の円滑な運営に必要な事項について、報告・共有・審議・決定を行う。

令和9年度
PTA 役員・委員選出の流れ(予定)

10 月末～11 月初旬頃
現 1～5 年生保護者へ自己申告書配布・回収

11 月　現1～5年生保護者から以下を選出（本部役員選出会にて）
・本部役員
・地区部長（本部役員決定後）

2月　現 1～5 年生保護者から以下を選出（委員選出会にて）
・地区委員
・学校行事委員
・見守り委員
・イベント部委員

2月　新 1 年生保護者へ自己申告書配布

4月　新 1 年生保護者から以下を選出（委員選出会にて）
・学校行事委員
・見守り委員
・イベント部委員

4月　2月及び4月の委員選出会で決まった委員の中から
「学校行事」「見守り」「イベント」のリーダー/部長を選出
→前年度委員より引継ぎ（委員引継ぎ会にて）

4月末　書面総会にて承認後、活動開始

令和9年度 PTA 役員・委員選出人数(予定)

◎本部役員（計5名）

・代表1名・副代表2名・会計1名・書記1名

◎地区委員（人数は PTA 細則第二章に則る）

・地区部長　2名（補欠1名）
・地区委員

地区名	委員人数	補欠
1・2丁目	1名	1名
4丁目・タウンハウス・グリーンハイツ	2名	1名
6丁目・ノア	2名	1名
7丁目県住	2名	1名
8丁目	1名	1名
ルーラ	3名	1名
ディアコルモ	1名	1名
セントラル	2名	1名

◎学校行事委員・見守り委員・イベント部委員（人数は PTA 細則第一章に則る）

	学校行事	見守り	イベント	合計	補欠
新1年	1名	2名	1名	4名	4名
新2年	1名	2名	1名	4名	4名
新3年	1名	2名	1名	4名	4名
新4年	1名	2名	1名	4名	4名
新5年	1名	2名	1名	4名	4名
新6年	1名	2名	1名	4名	4名
合計	6名	12名	6名	24名	24名

・リーダー/部長は、選出された委員の中からそれぞれ選出。
・学校行事委員リーダー2名（卒業・運動会）、見守り委員リーダー1名、イベント部部長1名
・補欠は委員の区別なく選出。欠員が出た委員に繰り上がる。

◎会計監査

・全学年から2名を選出。（立候補は受け付けていません）

本部役員・委員選出基準※毎年見直しを行います

1）免除対象者条件

① 4月1日現在、妊娠中である者。
② 4月1日現在、満2歳以下の子がいる者。
③ 過去に本部役員を経験した者。
④ 他の保育園・幼稚園・学校等で本部役員に内定している者。
⑤ 本部役員または地区部長に内定している者。（委員の選出に限る）
⑥ 一児童につき、1巡目において部長及びリーダーの任にあたった者は
その児童において2順目の委員を免除するものとする。（委員の選出に限る）
⑦ 上記に定める免除事由のほか、やむを得ない事由により免除を希望し、これを認められた者。
なお、個別の事情を考慮し、必要に応じて本部において協議の上、決定するものとする。

2）兄弟姉妹がいる場合

① 委員選出時は、委員経験の無い最高学年のクラスに出席すること。
② 同一時刻に児童2名以上の委員選出会がある場合、下の児童で抽選にて委員が決まっていても、上の児童で選出されれば補欠でも（2回目であっても）、上の児童の役が優先となる。

3）再選について （PTA細則第四章第6条（1）より）

① 委員就任は一児童に対し一回を原則とする。
② 一児童に対し（2順目）の委員の任にあたる時は、部長及びリーダーの就任を拒むことができる。
③ 一児童に対し部長及びリーダーの任にあたった者は、その児童の兄弟姉妹の委員就任時に部長及びリーダーの任を拒むことができる。（卒業児童を含む）
④ 一児童に対し（1順目）部長及びリーダーの任にあたった者は、その児童に対してその後（2順目）の委員をしなくてもよい。

本部について

1）主な活動内容

・運営委員会[1]の開催
・委員及び部の企画補助
・周年事業の実施（5年毎。次は 2031 年度）
・体操服リサイクル譲渡会の実施
・次期本部役員や委員及び部委員の選出

2）役割分担

◎代表（1名）
・活動の方向性決定
・運営の総括
・地域の会議への出席
◎副代表（2名）
・学校・本部役員と各部長・リーダー間の連絡調整
・運営委員会及び選出会等の司会
◎会計（1名）
・PTA 活動におけるお金の管理
◎書記（1名）
・PTA 発行の書類作成
・運営委員会等に必要な書類作成

【永久免除について】

「ある年度において本部役員の任にあたった者は、

その後の本部役員（5名）・委員の就任を拒むことができる。」（武庫小学校PTA 細則第三章第5条より）

つまり、

「一度本部役員をすれば、その後の本部役員も委員も永久に免除」となります。

[1] 運営委員会：本部役員・各部長やリーダー・学校長・教頭で集まり、年５～６回実施。
活動報告・活動予定の共有、日々の PTA 活動の運営・調整を行う。

地区委員について

1）主な活動内容

・登校班の作成、及び安全で円滑な登校班運営
・夏休みラジオ体操の実施(地区ごと任意)
・地区委員会[2]の実施（例年2回/年）
・次年度地区部長・地区委員の選出

2）役割分担

① 部長は、地区全体の総括を主とする。
② 各地区の行事等は、部長の任にあたらない委員が主体で行う。（部長は地区全体の仕事を優先とし、委員の相談には乗るが、地区行事の計画等には直接関与しないこととする。）
③ 委員は、登校班名簿の作成と安全で円滑な登校班運営、ラジオ体操等の検討及び実施に向けて活動する。
④ 運営委員会へは地区部長 A・地区部長 B の計2名が出席し、事業予定・報告・相談等を行う。
⑤ 部長は、次年度の部長を選出する。
⑥ 委員は、自分の担当地区の次年度の委員を選出する。
⑦ 部長は、年間活動報告書及び次年度事業計画案を作成し、本部へ提出する。
⑧ 部長は、地区委員内の会計を兼ねる。

3）選出

◎地区部長 A、地区部長 B の選出

① 立候補を優先とし、地区部長 A(1名)・地区部長 B(1名)を選出する。
② 立候補の場合のみ、同一地区から 2 名選出を可能とする。
③ 対象家庭数（免除対象を除く）が5以下の地区については、地区部長 A・地区部長 B の任を拒むことができる。
④ 地区部長 A・地区部長 B の担当地区（地区 A・地区 B）は年度ごとに決める。
⑤ 一児童に対し2順目の委員にあたるときは、部長の任を拒むことができる。
⑥ 過去に各部部長及びリーダーの任にあたったものについては、部長の任を拒むことができる。

◎地区委員の選出

① 各地区の委員数は1～3名とする。
② 委員選出時に、各地区1名の補欠をおく。
③ 児童数・家庭数の変動に応じて地区単位の変更及び委員数を増減することができる。ただし、地区委員会で検討の上、事前に運営委員会での承認を必要とする。(PTA細則第二章第3条)
④ 児童数・家庭数の変動に応じて新1年生の保護者も地区委員の対象とすることができる。ただし、地区委員会での検討を必要とする。

[2] 地区委員会：必要に応じて実施される地区委員の集まり。仕事内容の共有や地区委員選考方法の確認などを行う。地区部長が企画・司会進行を行う。

見守り委員について

1）主な活動内容

・運動会前日の準備・片付け
・校区内の防犯活動の実施（朝の登校班見守り・夕方の通学路見回り）
・防犯活動の日程周知や案内配布
・活動日の受付や報告等

2）役割分担

① 各役の委員で企画し、必ず1人1役を行い、委員全員で実施する。
② 委員引継会時にリーダー（1名）・リーダー補佐（1名）を選任する。
③ 運動会の準備・片付けは、委員全員で実施する。
④ リーダーは、運営委員会（臨時もあり）に出席し、各役の事業予定・報告・相談等を行う。
⑤ リーダーは、年間活動報告書及び次年度事業計画案を作成し、本部へ提出する。
⑥ リーダーは、見守り委員内の会計を兼ねる。

学校行事委員について

1）主な活動内容

・運動会前日の準備・片付け
・運動会当日の見回り（トイレチェック等）
・学校環境整備（窓拭き等）の活動コーディネート
・6年生の卒業記念品等の手配
・周年記念事業の補佐（5年毎。次は 2031 年度）

2）役割分担

① 各役の委員で企画し、必ず1人1役を行い、委員全員で実施する。
② リーダー2名のうち1名は 6 年生の学年委員から選任し、
委員会引き継ぎ会時に他学年よりもう1名選任する。リーダー補佐は選任しない。
③ 運動会の準備・片付けは、委員全員で実施する。
④ リーダーは、運営委員会（臨時もあり）に出席し、各役の事業予定・報告・相談等を行う。
⑤ リーダーは、年間活動報告書及び次年度事業計画案を作成し、本部へ提出する。
⑥ リーダーは、学校行事委員内の会計を兼ねる。

イベント部委員について

1）主な活動内容

・会員に対する生涯学習活動及び研修活動の企画推進（文化教室、人権学習等含む）
・市開催の運営委員会（年2回）への出席
・星空ウォッチング等、交流の場の企画・進行（異世代・異年齢・地域の方との交流が主な目的）
※市からの補助金（額未定：5月に決定）を活用し、年間1講座1時間以上の生涯学習活動及び研修活動を企画運営する。

2）役割分担

① 各役の委員で企画し、必ず1人1役を行い、委員全員で実施する。
② 委員引継会時に部長（1名）・副部長（1名）を選任する。
③ 委員は、部長・副部長の補佐をする。
④ 部長は、運営委員会（臨時もあり）に出席し、各役の事業予定・報告・相談等を行う。
⑤ 部長は、年間活動報告書及び次年度事業計画案を作成し、本部へ提出する。
⑥ 部長は、イベント部内の会計を兼ねる。

会計監査について

1）主な活動内容

10 月と4月の年に2回、会計関係書類について問題がないか確認を行う。
※6年生の保護者が本役をうけおった場合、卒業後に来校してもらう必要がある。

2）役割分担

特になし

【選考委員[3]内規】

1. 選考委員会は、PTA本部役員によって構成する。（PTA細則　第五章　第7条）

3. 選考委員の任期はその任務が終了するまでとする。（PTA細則　第五章　第8条）

3. 役員及び会計監査の選出については、選考委員会を設けて選出し、総会の承認を得るものとし、選出方法は選考委員会に一任し、運営委員会に報告するものとする。（PTA規約　第四章　第 13 条）

4. 本部役員の免除対象は、以下の7点とする。ただし、毎年見直しを行う。

① 4月1日現在、妊娠中である者。
② 4月1日現在、満2歳以下の子がいる者。
③ 過去に本部役員を経験した者。
④ 他の保育園・幼稚園・学校等で本部役員に内定している者。
⑤ 本部役員または地区部長に内定している者。（委員の選出に限る）
⑥ 一児童につき、1巡目において部長及びリーダーの任にあたった者は当該児童において2順目の委員を免除するものとする。（委員の選出に限る）
⑦ 上記に定める免除事由のほか、やむを得ない事由により免除を希望し、これを認められた者。なお、個別の事情を考慮し、必要に応じて本部において協議の上、決定するものとする。

5. 本部役員がその任期中に事故あるときは、次点者が引き継ぐものとする。
また、その次点者が各委員の任にあたっている場合は、その委員次点者が繰り上がるものとする。

6. 内規の変更は、規約・細則に触れない部分について、選考委員会にて、自由に改廃できる。
また、大きな変更がある時には運営委員会で話し合いの末、承認を取って変更するのが望ましい。

7. 本部役員候補者名簿は5名全員が決定した後で記入してもらうこととする。

8. 立候補者が即、内定になるとは限らない。（毎年立候補を募るプリントに必ず明記する。）

9. 参与の“それに準ずるもの（PTA規約　第四章第8条（8））”とは選考委員があきらかに会議運営に精通していると認める者とする。

[3] 選考委員：次年度の役員及び会計監査選出のための委員。